

7月は「差別をなくす強調月間」です

人権啓発キャッチコピー

「誰か」のこと じゃない

～ 考えよう 自分自身のこととして 相手の気持ちを ～

1969年7月に「同和对策事業特別措置法」が制定されたことを記念して、奈良県では毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、基本的人権が尊重される、差別のない社会の実現のため、様々な取り組みをおこなっています。

これまで積み上げてきた人権を大切に作る取り組みを、これからも私たちの生活にかかしていきましょう。



様々な差別や人権侵害はくらしの中で、
人と人との関係で生じます。

「withコロナ」の状況でわたしたちは

「コロナ差別に苦しむ人々のつらさや痛み」や「コロナ差別への恐れ・苦悩」から学び、支え合う活動につなげてきたことを、「誰もが尊厳を失うことなく生きることができる社会」づくりにかかしていきましょう。

ウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題とわたしたち

ウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題が、世界の多くの人々を不安にしています。戦争の事実・真実を直視し、「戦争は最大の差別・人権侵害である」ことを心に刻み、わたしたちに何ができるのかを考えましょう。

「不安」を差別に つなげちゃいけない！！

今こそ支えあうまちづくり

さまざまな人権問題を正しくとらえる学習をして、偏見・予断を排し、自分のこととして受け止めましょう。

それぞれの被差別当事者の「痛み・思い・願い」を自分のこととして受け止めましょう。

私たちは「人権擁護委員」です！



人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員です。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくために、地域に根差した活動を行っています。現在、全国に約14,000名の委員がおり、奈良市では21名の委員が活動しています。

人権擁護委員の主な活動



〈人権相談〉

全国各地の法務局では、人権に関する相談をお受けしています。また、奈良市でも、あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

相談室



〈人権の花運動〉



主に保育園・幼稚園・小学校を対象とした啓発運動で、配布した花の種子、球根などを、子どもたちが協力して育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として行っています。

〈NTTドコモと連携したスマホ・ネット人権教室〉



子どもたちがスマートフォンや携帯電話でインターネットを利用する際の危険性や注意点について最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめを受けた際の人権相談窓口や相手の立場に立って考えることの大切さなどについて学ぶ教室です。

〈プロスポーツ団体と連携した人権啓発〉



奈良市をホームタウンとして活躍するプロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」や日本フットボールリーグ「奈良クラブ」と協力して、人権啓発活動を実施しました。

〈こどもの人権SOSミニレター〉

学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、子どもの悩みごとを的確に把握することで、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。



その他にも「全国中学生人権作文コンテスト」「人権擁護啓発作品展」「街頭啓発活動」「人権出前教室」等の取り組みを行っています。



人権に関する 3つの法律を知っていますか？



部落差別解消推進法（「部落差別の解消の推進に関する法律」）

（2016年12月16日公布・施行）

「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」（2019年3月22日施行）

部落差別は今も身近な課題です。部落差別の実態調査の結果から

①結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職において不利な取り扱いを受けるなどの事案が発生しています。

・依然と差別はある



ポスター引用先 公益財団法人人権教育啓発推進センター リーフレット「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」より（2017年制作）

②インターネット上での差別情報の流布

特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネットの情報は、一度拡散してしまえば完全に削除することが難しいため、問題となっています。

・関係省庁、地方公共団体、事業者と連携しつつ、積極的な取り組みを進める。



③えせ同和行為

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な本を売りつけたり、寄付金を強要するなどの行為です。こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

・対応能力を強化するための研修を実施

④差別につながる身元調査や不動産取引等の土地調査

出身地を調べたり、マンションの開発予定地や既存の物件の所在地が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。近年はインターネットで簡単に差別的な情報にアクセスできますが、こうした行為は、不当な差別的取扱いにつながっていきます。

法律と条例の意義と実態調査結果からの具体化

・奈良県では2021年3月に左記の「すべての学校で部落問題学習を」リーフレット配布

・国民から共感が得られるような教育・啓発

・相談窓口の周知

←（出展元）部落問題学習についての教材検討委員会



部落差別をなくすのは私たちひとりひとりで

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



ヘイトスピーチ解消法

（「本邦外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016年6月3日施行）



特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を「ヘイトスピーチ」といいます。

こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指すうえで、こうした言動は許されるものではありません。

・ウクライナ侵攻問題にかかわり、在日ロシア人への差別的言動は許されるものではありません。

障害者差別解消法

（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016年4月1日施行）

改正「障害者差別解消法」2024年4月1日公布

今年4月1日から、企業や店舗など、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」 2016年4月1日

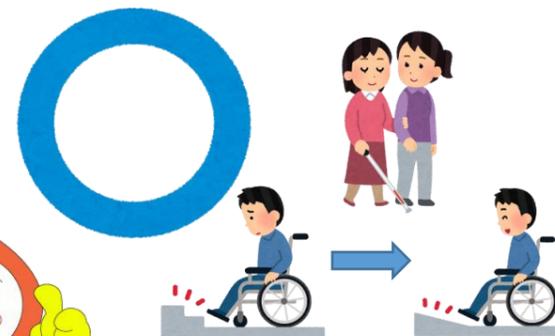
この法律・条例は障がいを理由とする差別を解消することにより、障がいのある人も、ない人も、共に生きる社会の実現をめざして作られました。

不当な差別的取り扱いの具体例



お断りします

合理的配慮の具体例



- 例1 車いすを利用していることを理由に入店を拒否する。
- 例2 障がいのある本人を無視して、介助者や支援者のみに対して話しかける。
- 例3 聴覚障がいがあり、口話や筆談を希望したが、対応してもらえなかった。

- 例1 車いすを利用している人などのために、スロープを付けて段差をなくす。
- 例2 会話による意思疎通が難しい人とコミュニケーションボード等を活用して意思疎通を図る。
- 例3 視覚障がいのある人からの申し出に対して、書類の内容を読み上げながら、説明する。

このリーフレットの問い合わせ先
奈良市市役所市民部 共生社会推進課
TEL 0742-34-4733

「誰か」のこと じゃない

～考えよう 自分自身のこととして 相手の気持ちを～